

静岡県がんセンター局管理規程第5号

静岡県がんセンター局職員就業規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和7年8月29日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者
がんセンター局長 堀川 俊

静岡県がんセンター局職員就業規程の一部を改正する規程

静岡県がんセンター局職員就業規程（平成14年がんセンター局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（職務に専念する義務の免除） 第33条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ管理者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 (1)～(3) （略） 2 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として管理者が必要と認める場合、職員は、その職務に専念する義務を免除されることができる。 3 （略）	（職務に専念する義務の免除） 第33条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ管理者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 (1)～(3) （略） 2 新型コロナウイルス感染症等の拡大防止対策として管理者が必要と認める場合、職員は、その職務に専念する義務を免除されることができる。 3 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和7年9月1日から施行する。